

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 1 号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 9 日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 竹 内 治 彦

資金管理団体の 届出をした者の 氏 名	資金管理団体の名称	取消年月日
古田 肇	新しい県政をつくる会	R7. 3. 31